

## 2022 年度授業に際して（ガイドライン ver.1.80）

2020 年 6 月 9 日作成  
2020 年 7 月 7 日改訂  
2020 年 9 月 9 日改訂  
2020 年 11 月 11 日改訂  
2020 年 12 月 14 日改訂  
2021 年 3 月 11 日改訂  
2021 年 5 月 31 日改訂  
2021 年 9 月 13 日改訂  
2022 年 2 月 15 日改訂  
2022 年 5 月 13 日改訂  
学務総合センター

### （改訂履歴）

ver1.10 「4 学生対応(1)登校前」において、体調不良の場合の連絡先を「学生支援担当」に変更。また、取扱の詳細を明記。

Ver1.20 接触確認アプリ COCOA についての対応を追加。また、アクティブラーニングに関する事項を追加。

Ver1.30 COCOA 導入を義務化。教室等の衛生管理を詳細化。相談先の名称を変更。

Ver1.40 換気について整理し、冬季の換気について追加。

Ver.1.50 2021 年度開始に対応。メンタルヘルスに関する説明を充実。フェイスシールドや通学困難届等に関する事項を追加。

Ver.1.51 通学困難届が提出された学生につき、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合についての学修内容の記録方法を変更。

Ver.1.60 変異株の流行に対応し、構成を変更するとともに、マスクの着用・換気の徹底を詳細化するとともに、感染状況に応じて、一定の授業形態を禁止。

Ver.1.70 感染の長期化に伴い、登校前の体調不良、検温の取扱、濃厚接触者についての対応、通学に困難を抱える学生への対応を変更。

Ver.1.80 実際の状況に対応して、基本方針や手洗いの勧奨の明記、マスク着用について整理、後遺症等で面接授業に出席することができない場合の対応を記載。

2022 年度前期授業に際して、次のように取り扱ってください。なお、このガイドラインは、変更することがありますので、ご留意願います。

### 1 前期開始に際した指導

前期開始に際して、末尾の感染症対策チェックリストに基づいて、適切な感染症対策を行っているか確認してください。また、全学生に対し、新型コロナウイルス感染症対策を指導

してください。変異株への対策としても、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されています。これらの、感染による健康リスクと感染症対策を正確に伝達してください。指導のために、どの時間を当てるか等は、学部学科に委ねますが、確実に指導を行ってください。この指導は、既に指導を受けている学年についても、必ず行い、学生の意識啓発を図ってください。

あわせて、相談窓口や体調不良時の対応についても、説明してください。また、新型コロナウイルスに罹患した場合はもちろんのこと、PCR 検査を受検した場合や、濃厚接触者に指定された場合、発熱や発咳といった症状が継続して見られるなど、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、学生から学生支援担当に報告を行うよう、予め御指導ください。

「接触確認アプリ COCOA について」（末尾添付）に基づき、接触確認アプリ COCOA をスマートフォンを持っている全ての学生及び教職員がインストールすることを義務づけます。ゼミ担当教員は、ゼミ生のスマートフォンに、COCOA がインストールされているか確認してください。また、①COCOA を稼働可能な状態に保つため、やむを得ない事情を除き、電源を OFF にするのではなくマナーモードに設定すること、②陽性と診断された場合には、COCOA による陽性登録を行うこと、③接触通知が来た際には画面の案内に従い保健所に相談することについても、御指導ください。必要に応じて、末尾の案内をご利用ください。

## 1の2 基本方針

大学における高等教育は、遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、直接の対面による学生同士や学生と教職員間の人的な交流も重要な要素です。こうした観点から、多様な人々の関わる授業や、少人数のグループワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが重要です。

本学は、引き続き、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組んでいきます。その際、オミクロン株の流行を踏まえ、特に換気の敢行と不織布マスクの適切な着用を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要です。

学生、教職員のワクチン接種は奨励しますが、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されません。また、教育活動への参加にワクチン接種を条件とすることはできません。

本来の授業計画において面接授業を予定していた場合でも、感染症や災害の発生等の非常時において、大学の判断において、特例的な措置として遠隔授業等に切り替えることがで

きます（個別教員の判断で遠隔授業等に切り替えることはできません。）。もっとも、感染症の拡大時については、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り、実施可能であることに注意してください。また、当該遠隔授業等は、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものである必要があります。

遠隔授業等の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない学生がいることも考慮し、大学のパソコン室を開放すること、PC やルーターを貸与すること等により、学生の通信環境に十分配慮する必要があります。

## 2 対応

### (1) 登校前の体調不良等

発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、学生・教職員ともに自宅での休養を徹底してください。新型コロナウイルス感染者発生時対応指針に定める対応レベルが 2 以上である場合は、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校・出勤を控えるようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話し、医療機関を受診するよう促してください。

風邪の症状がない場合でも、体調不良である場合は、無理に登校せず、自宅で休養するように指導してください。

授業においては、体調不良で欠席する学生がいることを考慮し、1 度の欠席で直ちに失格にするのではなく、欠席者に対して課題等を提示し、それによって授業目的を達成したことを評価するなど柔軟な対応をお願いいたします。なお、この依頼は、一律に体調不良者について出席と同じ扱いをするように求めるものではなく、授業目的を達成することができる限度で、柔軟な対応をお願いするものです。従前の取扱と異なり、体調不良者による欠席も、MELOS に「欠席」と入力してください。

※ 発熱とは、概ね、37.5℃以上をいいます。ただし、37.5℃未満であっても、平熱より明らかに体温が高いなど体調不良を訴える場合は、体調不良として扱います。

※ 1 ヶ月程度の体温を記録しており、平熱が客観的に判断できる場合は、体温が、37.5℃程度であっても、平熱と判断することができます。

※ 体調不良とは、風邪の症状に限らず、めまい、腹痛、下痢、嘔吐、倦怠感等すべてを含みます。これらの状態にある場合、免疫力が低下しており、新型コロナウイルス感染のリスクが高いと考えられるためです。

### (2) 登校時の検温

登校前に各自で検温を行うように御指導下さい。登校前の検温を行っていない場合は、登校時に、検温を行います。

### (3) 授業開始時の対応（登校後の体調不良）

授業開始時に、体調不良者がいないか確認してください（チェックリスト参照）。また、必要に応じて、入室前に体温を測定してください。体調不良者や発熱者がいた場合、学生支援担当に行かせるか、学生支援担当に連絡してください。学生支援担当において、医務室と連絡をとり、対応します。

### (4) 精神的・経済的な不安に対して

新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がない場合でも、感染への不安などを訴えることもあり得ます。不安な学生は、指導教員、医務室、学生相談室などに相談するように指導し、不安解消に努めてください。必要に応じて、末尾の「新型コロナウイルス感染症に伴う心のケアに関する相談窓口」をご利用ください。また、経済的に困難な学生は、奨学金サポートセンター（学生支援担当）と共同して対応してください。

また、感染の有無とは別に、ほぼすべての学生が不安感を抱いているものと思われます。必要に応じて、指導教員において、個別面談を行い、コミュニケーションを確保するように努めてください。精神面で不安を感じている場合は、感染の有無にかかわらず学生相談室に相談できる旨、助言してください。

## 3 日常的な生活指導

(1) 感染を避けるために、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底を図るとともに、健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）により抵抗力を高めるように、呼びかけてください。

学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導してください。

集団感染のリスクを低減するため、3密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避ける（ゼロ密）ようにしてください。

既にワクチンを接種した教職員や学生においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の継続が必要です。

(2) マスクは、不織布マスクを隙間なく着用するように指導してください。隙間をなくするためには、二重にマスクを着用することで、顔に近いマスクを押さえつけることも有効です。二重マスクの場合は、顔に近いマスクを不織布マスクとしてください。

なお、顎マスクや鼻出しマスクは、適切な防護措置といえません。感染者発生時に、適切な防護措置なしに、感染者と接触していた場合は、濃厚接触者または指定接触者として、自宅待機を指示する場合があります。

(3) 手洗いは、新型コロナウイルス感染症に限らず、基本的な感染症対策です。本学では、手洗いをする習慣の希薄な学生が散見されます。アルコール消毒は、あくまでも、手洗いが

できない場合の代替手段にすぎず、手洗いの方が感染症対策の効果が高いことを念頭に、こまめに手洗いを行うように御指導ください。

#### 4 教室等の衛生管理

##### (1) マスクの着用等

教職員学生ともに、マスクは、授業中外さないようにしてください

参加者間の距離は 2 メートル程度を維持するように努めてください。教室定員や受講者数等により、距離を保つことができない場合は、マスクの着用及び接触感染の防止を徹底してください。

出席記録を確実に付けてください。感染者がいた場合に、濃厚接触者を追跡するために必要になります。

##### (2) 教室等においては、次の対応を行ってください。

###### (一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底)

- ・座席間の距離を確保し、十分な対人距離の確保を促進する（できない場合は、マスク着用及び接触感染の防止を徹底する）
- ・物の貸し借りなどによる接触を避ける。器具や用具を共同で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること
- ・水と石けんによる手洗いを徹底する
- ・入口及び施設内に、手指の消毒設備を設置する
- ・マスクの着用
- ・施設の換気を適切に行う※(4)参照

###### (実験施設・設備の利用について)

- ・実験施設・設備の利用は最低限に留める。
- ・安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

##### (3) 授業

次の事項は、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」の例です（「★」はこの中でも特にリスクの高いものを示します）。これらの活動は、新型コロナウイルス感染者発生時対応指針に定める対応レベル 3 においては実施しないでください。対応レベル 2 においては、リスクの低い活動から徐々に実施することとし、対応レベル 1 では適切な感染対策を行った上で実施してください。

- ・「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・「学生同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・「室内で学生が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)

- ・美術や工芸等の「学生同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - ・「学生同士が近距離で活動する調理実習」(★)
  - ・「学生が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)
- ※ いわゆるアクティブラーニングは、「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」に該当することがあります。学生同士の「接触」「密集」「向かい合っでの発声」は、対応レベル3においては、実施しないでください。
- ※ 近距離とは、前後方向及び左右方向ともできるだけ2m（最低1m）の間隔を確保することができない場合をいいます。

#### (4) 換気の徹底について

- ・新型コロナウイルスの粒子が、空気中に排出されていることを意識し、粒子が屋外に排出されるように、換気を確保する必要があります。室内で空気を循環させることは、空気の通り道を作り出し、かえって、感染リスクを高める恐れもあります。
- ・教室に配置してある扇風機は、主に、室内の空気を屋外に排出するために使用してください。空気の排出が行われれば、換気の確保には十分です。首振り等は不要です。
- ・換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とします。また、廊下の窓または扉を開けることも必要です。空気の通りが悪い場合は、風の入り口を狭くし、出口を広くしてください。
- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）5分程度、窓及び扉を全開にします。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。その教室に換気口がない場合は、空気を外に出すように扇風機を稼働させます。教室奥と入り口付近の2カ所に設置すると効果的です。換気口のある教室の場合は、外から中（換気口）へ空気を送り込むように扇風機を設置します。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気に努めてください。
- ・エアコンを動かしても、室内の空気を循環しているだけで、換気をしたことになりません。
- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転してください。ただし、換気設備だけでは人数に必要な換気能力に足りない場合もありますので、その場合は、窓開け等による自然換気と併用してください。
- ・冬季における換気の留意点
 

冷気が入り込むため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合は、30分に1回以上、窓及び扉を全開にします。）。

換気により室温を保つのが困難な場面が生じますので、学生に暖かい服装を心がける

ように指導してください。

空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も有効です。教室の暖房能力では不足する場合は、空気の取り込み口となっている部屋でも暖房を行ってください。

#### (5) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

学校教育活動においては、学生及び教職員は、身体的距離が充分とれないときはマスクを着用する必要があります。ただし、マスクの着用については、以下の通り、臨機応変に対応してください。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。学生本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自分の判断でも適切に対応できるように指導してください。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用させることが推奨されます。
- ・フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があります。マスクに加えて、フェイスシールド等を併用することは差し支えありませんが、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には身体的距離をとるようにしてください。

### 5 感染者や濃厚接触者等への対応

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等には、「新型コロナウイルス感染者発生時対応指針」に従い、出席停止を命じます。また、接触確認アプリ COCOA で、陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けた場合も、出席停止を命じます。この場合、感染者、濃厚接触者ともに、学校感染症による特別欠席により、処理します。

### 6 重症化のリスクの高い学生等への対応等について

#### (1) 基本的発想

本学は通学制の大学であり、授業は基本的に対面により行われます。特に、本学は、各学年の少人数ゼミをはじめ、一人ひとりの学生と向き合った教育の徹底をカリキュラムポリシーに掲げています。このポリシーは、対面教育でこそ、よりよく実現されると考えられます。

感染が不安である等の理由により、通学に困難を抱える学生に対しても、安易に自宅で課題を行わせるのではなく、当該学生に寄り添って、その困難を克服する方法を検討すること

が重要です。

## (2) 合理的配慮

新型コロナウイルス感染症への感染リスクのため、通学に困難を抱える学生については、指導教員が中心となって、授業担当教員と協力し、当該授業の目標を達成することができる範囲で合理的な配慮を行ってください。ただし、授業に出席させずに、課題等で代替する場合は、(3)によってください。

## (3) 登校できない旨の相談があった場合の対応

ア 医療的ケアを必要とする学生は、受入れ体制や医療的ケアの実施方法について検討する必要があります。事前に学生支援担当に相談してください。学校医と相談して、対応を検討します。

イ また、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている等により、新型コロナウイルス感染症が重症化するリスクが高い学生についても、事前に学生支援担当に相談してください。医務室を中心に調整を行います。

ウ 感染が不安で欠席したい旨の相談があった場合は、本学が講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るように務めてください。その上で、①学生、保護者両方が不安を訴えており、②愛知県・岐阜県といった生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている場合で、③同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどのやむを得ない事情があって、④他に手段がないと認められる場合の4要件をすべて満たす場合は、当該状況が継続する限度において、面接授業を課題等で代替することを認めます。この場合も、事前に学生支援担当に相談してください。具体的な対応は、個別の学生ごとに医務室の意見を参考に学務総合センターで判断します。

## (4) (3)により面接授業の課題等による代替が認められた場合の対応

(3)により面接授業の課題等による代替が認められた場合は、学生支援担当より、授業担当教員、指導教員及び各学部の学生生活支援委員にご連絡します。その場合は、学生に不利益にならないようにするとともに、欠席した授業に対応する課題を別途課す等によって、必要な学修を確保してください。必要な学修の確保は、授業内容をオンデマンド配信するほか、面接授業を Zoom 等により同時双方向に接続することによっても行うことができます。

面接授業の課題等による代替が認められた学生の MELOS 上の出欠は、面接授業については、「特別欠席(1)」としてください。ただし、面接授業の受講に代わる課題の提出等により、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合は、MELOS 上の記録を「出席」としてください。この場合、課題の提出等の学修については、単位認定の根拠となりますので、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。なお、面接授業の課題等による代替が認められた学生については、面接授業において「欠席」は使用しないでください。



## 6の2 その他の病気や後遺症等の学生等への対応等について（長期欠席）

新型コロナウイルス感染症以外の病気や事故等による入院、新型コロナウイルス感染症の後遺症など、やむを得ない事情により、面接授業に出席することができない学生もいます。このような学生については、長期欠席届を提出させるとともに、指導教員が中心となって、授業担当教員と協力し、当該授業の目標を達成することができる範囲で合理的な配慮を行ってください。

必要であれば、医務室にご相談ください。

合理的な配慮の内容は、状況によって異なりますが、面接授業の出席と同等の学修の確保をお願いするものではありません。合理的な配慮の内容について疑義がある場合は、学務総合センターにご相談ください。

合理的な配慮を行う場合でも、MELOS上の記録は「欠席」としてください。欠席中の課題提出等を単位認定の根拠とする場合は、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。

## 7 実習のための待機や日本に入国できない学生について

(1) 単位修得のための実習のために、待機しなければならないことにより、登校できない場合は、教務担当に連絡するようにご指導ください。

(2) 日本に入国することができないために、登校できない学生については、国際交流センター（CIA）で把握します。対象学生については、国際交流センターに連絡するようにご指導ください。海外渡航したため、日本に入国後隔離期間にある者についても、同様です。

(3) (1)(2)により面接授業の課題等による代替を行う場合の対応

(1)(2)により面接授業の課題等による代替を行う場合は、学生支援担当より、授業担当教員及び指導教員にご連絡します。その場合は、欠席した授業に対応する課題を別途課す等によって、必要な学修を確保してください。必要な学修の確保は、オンデマンド配信するほか、面接授業をZoom等により同時双方向に接続することによっても行うことができます。

対象学生のMELOS上の出欠は、面接授業については、「特別欠席(1)」としてください。ただし、面接授業の受講に代わる課題の提出等により、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合は、MELOS上の記録を「出席」としてください。この場合、課題の提出等の学修については、単位認定の根拠となりますので、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。なお、(1)(2)により面接授業の課題等による対応を行う学生については、面接授業において「欠席」は使用しないでください。

## 接触確認アプリ COCOA について

全学生・教職員

名古屋経済大学

接触確認アプリ COCOA を利用することを義務づけます。

インストール後、一度アプリを起動して、利用規約の同意等を行ってください。

### 1 アプリの内容

スマートフォンのブルートゥース機能を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

### 2 接触可能性通知があった場合の対応

COCOA から、陽性者と接触した可能性がある旨の通知があった場合は、COCOA の指示に従い、保健所に連絡してください。検査の受診など保健所のサポートを受けることができます。また、大学にも連絡してください (0568-67-0511 [gakusei@nagoya-ku.ac.jp](mailto:gakusei@nagoya-ku.ac.jp))。なお、このアプリで、陽性者との接触の可能性について通知を受け取った者が、保健所に相談の上で検査を実施することとなった場合には、検査に係る費用負担なしに検査を実施することができます。

### 3 大学での取扱い

COCOA で、陽性者との接触の可能性について通知を受け取った場合、新型コロナウイルスに感染していないことが確認できるまでの期間、出席停止となります。

### 4 個人情報

COCOA には、氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力することはありません。また、COCOA は位置情報も取得しません。

### 5 通信費

アプリのインストール時と、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触の可能性の通知を受ける場合など、携帯電話会社の通信網を利用する場合にのみ通信費がかかります。普段は、通信費はかかりません。

### 6 インストール

App Store または Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。次の頁にある QR コードを読み込ませることで、インストールできます。

ios 端末の場合

App Store



<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

android 端末の場合

Google Play



<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

## 新型コロナウイルス感染症に伴う心のケアに関する相談窓口

2022年3月1日

名古屋経済大学

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我々の生活は大きく変わりました。オンライン授業が増え、友達と会えない、そもそも友達がいないという人が増えました。全国の大学生を対象にしたアンケートでは、「学生生活があまり充実していない／充実していない」と回答した人の割合は、21.4%となっています(2021年の数値)。2020年の25.8%よりは回復したものの、コロナ前の11.2%の2倍近い数値となり、依然として、多くの学生がストレスを感じていることが分かります。

コロナ禍も長期化してきました。2020年3月の全国一斉の臨時休校や、大学での全面的なオンライン授業は、みなさんの記憶に残っているのではないのでしょうか。あれから2年になります。「これくらいなら」と思って、少しだけ無理をしたつもりが疲れてしまっている人もいるかもしれません。長引くコロナ禍において、引き続き、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニケーションが充分にとれないことによる不安やストレスの増大、心の悩みを気軽に相談しにくい等によるメンタルヘルスの悪化が懸念されます。

2022年4月から、本学では全面的に対面授業が再開されます。オンライン授業に慣れて、対面授業にストレスを感じる人もいることと思います。ストレスを放置するのではなく、規則正しい生活を送る、信頼できる人に相談する、身体を動かすなどの方法で、ストレスに対処していくことが大切です。

個別の相談については、学生相談室や指導教員が受け付けますが、大学には相談しにくいことなどは、自治体の相談窓口などを利用することもできます。

### 【名古屋経済大学学生相談室】

<https://www.nagoya-ku.ac.jp/support/counseling/>

新型コロナウイルス感染症は、私たちの心身および生活に多大なストレスを与えています。新型コロナウイルス感染症に限らず、学生・教職員について気になることがありましたら、いつでも学生相談室に相談してください。対面に加え、電話、メール、ZOOMによる相談も可能です。



※ 学生相談室(野副カウンセラー)と学生相談室分室(家接カウンセラー)の2室があります。

### 【近隣自治体の相談窓口】

愛知県 <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan-korona.html>

※ 電話で相談できます。

三重県 [https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/75544031917\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/75544031917_00001.htm)

岐阜県 心の相談 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724

【メンタルヘルスに関する情報サイト】

■みんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）

心の不調や病気についての情報、ストレスをためない暮らし方や相談窓口の情報などを掲載しています。

《URL》 <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

■コロナ心の支援情報（国立精神・神経医療研究センター）

こころの健康を保つためのセルフケアや呼吸法の紹介など、ストレスをため込まないためのヒントとなる情報を紹介しています。

《URL》 <https://www.ncnp.go.jp/nimh/behavior/anxiety/index.html>

■新型コロナウイルス感染症対策（こころのケア）（厚生労働省）

働く人を主な対象としていますが、専門家からのアドバイスやセルフケアのポイント、各種相談窓口など、有益な情報が沢山あります。

《URL》 [https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus\\_info/](https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/)

【リーフレット】

主な相談窓口や厚生労働省が実施した調査結果、セルフケアを掲載しています。

《新型コロナウイルスの流行により不安やストレスを抱えていませんか》

《URL》 <https://www.mhlw.go.jp/content/000723599.pdf>

【学生生活実態調査の概要報告】

大学生協が全国の大学生を対象に毎年実施しているアンケートの結果が掲載されています。コロナ渦が学生生活に与えた影響が明確に出ています。

《URL》 <https://www.univcoop.or.jp/press/index.html>

### 感染症対策チェックリスト（ガイドライン 1.70）

※ このリストは、「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（事務連絡令和 3 年 8 月 20 日）別紙「学校等における感染症対策チェックリスト」を本学の状況に適合するように修正したものです。

※ このリストは、感染拡大のリスクを低減することを目的としたものです。学生に配布しても構いません。

- 発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、学生・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域となっている場合は、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校・出勤を控えていますか。
- 発熱等の風邪症状が見られる学生・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するように促していますか。
- 登校前に、検温を行うように指導していますか
- 登校時や登校後に学生に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。
- 学生や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないよう顔にフィットさせる。二重マスクも推奨）や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。
- エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、医務室等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。
- 教室において、学生の間隔を可能な限り 2 m 確保するように座席を配置していますか。
- 食堂、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事時の換気の確保や、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。
- 各授業の学習活動や方法が、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、大学の対応レベルに応じて判断されていますか。

（※）全ての授業についてチェックしてください。

以下は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の例です（「★」は、特にリスクの高い活動）。これらの活動は、対応レベル 3 では禁止、対応レベル 2 では低リスク活動から徐々に実施。

- ・「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・「学生同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・「室内で学生が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

(★)

- ・美術や工芸等の「学生同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・「学生同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・「学生が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

※ いわゆるアクティブラーニングは、「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」に該当することがあります。学生同士の「接触」「密集」「向かい合っただけの発声」は、対応レベル3においては、実施しないでください。

※ 近距離とは、前後方向及び左右方向とものできるだけ2m（最低1m）の間隔を確保することができない場合をいいます。

- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。
- 指導教員や医務室等を中心としたきめ細かな健康相談の実施等により学生の状況を的確に把握していますか。また、学生相談室等による支援を行うなど、学生の心のケアに取り組んでいますか。
- 教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。
- 事務室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか（おおむね1～2m）。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。
- 教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。
- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない学生の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。
- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。